二五六一三のイ、二五六一三のロ、二五六一七のイ、二五六一七のロ、字夕日当り二五六二〇、二五六二一、二五六二二のイ、二五六二二のロ、二五六二五から二五六二七まで、二五六二九、二五六三〇、字油渡二五六二三の一、二五六二三のロ、二五六二四、二五六三五のイ、字久保二五六二八の一、二五六二八の二、字穂俵二五六四四のイ、字日向油戸二五九一九の二、二五九一九の三、二五九一九のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市八坂字大平道上一〇六二九（次の図に示す部分に限る。）、字日向一〇六四三のイ、一〇六四四、一〇六四五、一〇六五八、一〇六六〇、一〇六六二、一〇六六五・一〇六六六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇六八四、一〇六八六、一〇六八七、一〇六八八（次の図に示す部分に限る。）、一〇七五二、字道下一〇六五二（次の図に示す部分に限る。）、字つるね一〇六五三、一〇六五四、一〇六五七、字大平一〇六五五のイ（次の図に示す部分に限る。）、字中道一〇六五六、字御前岩一〇六六九から一〇六七四まで、字家ノ下一〇六七五のロ、一〇六七九、一〇六八〇、一〇七一五、字竹原一〇六七六、一〇六七七、字鳥立一〇六七八、一〇六八二、一〇七二三（次の図に示す部分に限る。）、一〇七二四から一〇七二七まで、一〇七二八・一〇七二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七三〇、字西一〇六八一、字道上一〇六八九（次の図に示す部分に限る。）、一〇七一四、字中道上一〇六九〇、字出急一〇六九一のイ・一〇七〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字家ノウラ一〇六九一のロ、字家ノ裏一〇六九二、一〇七一〇、字のぼり坂一〇六九三、一〇六九四（次の図に示す部分に限る。）、一〇六九五、一〇六九六・一〇六九九・字麻苧一〇六九七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇六九八の一、一〇六九八の二、一〇七〇四の一、一〇七〇四の二・一〇七〇五・一〇七〇六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字麻苧頭一〇七〇二、一〇七〇三、字干葵一〇七〇八・字干草場一〇七〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七一一、一〇七一三、一〇七二二、一〇七二二・字人沢一〇七一二の一・一〇七一二のロ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七一六から一〇七一八まで、字鳥立の沢一〇七三一の一、一〇七三一の二・一〇七三一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字向坂一〇七三二から一〇七三七まで、一〇七四二・一〇七四三・字前山一〇七三九から一〇七四一まで・一〇七五六の一・一〇七五六の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七五六の三、字家向一〇七四四から一〇七四六まで、一〇七五一、一〇七五四のイ、一〇七五四のロ、字家の向一〇七四七、一〇七四八、字家ノ向一〇七四九、一〇七五〇、字日影一〇七五五、字城の跡一〇八一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字岩下丙八〇四五のイ、字北ドヤ丙八一〇一の一、丙八一〇一の二、下伊那郡阿南町字南條二二三三の一八、二二三三の六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字東條六の六（次の図に示す部分に限る。）、六の四六三、六の四八五、字西條九九七の二、二五四三の一三、字和合一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東條六の六、字和合一〇一五の一・一〇一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県福島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）